

ID: 186

担当部署: 地域整備課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第78条		
例規番号	平成9年条例第20号		
<b>【基準】</b> 第78条の規定による。 (罰則) 第78条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃の全部及び一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日